

8. ハラスメント防止措置の実施状況(都道府県・指定都市・市区町村教育委員会等)(令和4年6月1日現在)

		都道府県(47)				政令市(20)				市区町村等(1746)				
		措置済み				措置済み				措置済み				
		団体数	割合	文書有	割合	団体数	割合	文書有	割合	団体数	割合	文書有	割合	
1 パワーハラスメント	雇用管理上の措置義務	(1)職場におけるパワーハラの内容・パワーハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1533	87.9%	1126	64.6%
		(2)行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1249	71.6%	1012	58.0%
		(3)相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること	47	100.0%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1436	82.3%	1081	62.0%
		(4)相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1353	77.6%	988	56.7%
		(5)事実関係を迅速かつ正確に確認すること	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1467	84.1%	961	55.1%
		(6)速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと	47	100.0%	44	93.6%	20	100.0%	18	90.0%	1394	79.9%	911	52.2%
		(7)事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1377	79.0%	924	53.0%
		(8)再発防止に向けた措置を講ずること	47	100.0%	41	87.2%	20	100.0%	17	85.0%	1226	70.3%	721	41.3%
		(9)相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1236	70.9%	961	55.1%
		(10)相談したこと等を理由として、解雇その他不利益な取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること	46	97.9%	45	95.7%	20	100.0%	20	100.0%	1130	64.8%	904	51.8%
公務部門における上乗せ事項	(11)自らの雇用する労働者以外の者(他の事業者が雇用する労働者、求職者、フリーランス等)に対する言動に関する取組	45	95.7%	42	89.4%	18	90.0%	15	75.0%	659	37.8%	456	26.1%	
	(12)他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関する取組	36	76.6%	28	59.6%	15	75.0%	12	60.0%	563	32.3%	335	19.2%	
	(13)他の行政機関の職員からパワーハラを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	40	85.1%	24	51.1%	19	95.0%	8	40.0%	589	33.8%	291	16.7%	
	(14)他の行政機関から(13)の求めがあった場合における必要な協力の実施	42	89.4%	18	38.3%	20	100.0%	4	20.0%	657	37.7%	282	16.2%	
第三者による紛争解決援助	(15)人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	31	66.0%	27	57.4%	9	45.0%	7	35.0%	662	38.0%	411	23.6%	
周知・啓発の方法(16~20までは複数回答可)	(16)通知	47	100.0%	/	/	18	90.0%	/	/	1451	83.2%	/	/	
	(17)パンフレット、ポスター	28	59.6%	/	/	11	55.0%	/	/	684	39.2%	/	/	
	(18)HP、庁内イントラネット	37	78.7%	/	/	17	85.0%	/	/	427	24.5%	/	/	
	(19)研修・講習	47	100.0%	/	/	20	100.0%	/	/	1079	61.9%	/	/	
	(20)その他	0	0.0%	/	/	0	0.0%	/	/	66	3.8%	/	/	

8. ハラスメント防止措置の実施状況(都道府県・指定都市・市区町村教育委員会等)(令和4年6月1日現在)

		都道府県(47)				政令市(20)				市区町村等(1746)				
		措置済み				措置済み				措置済み				
		団体数	割合	文書有	割合	団体数	割合	文書有	割合	団体数	割合	文書有	割合	
2 セクシュアルハラスメント	雇用管理上の措置義務	(1)セクハラの内容とセクハラがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1536	88.1%	1126	64.6%
		(2)セクハラの実態には、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している ※様式2-2 1.(3)(4)	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1278	73.3%	1036	59.4%
		(3)相談窓口をあらかじめ定めている ※様式2-2 1.(5)(6)	47	100.0%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1448	83.0%	1080	61.9%
		(4)相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、セクシュアルハラスメントが現実に行われている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、セクシュアルハラスメントに該当するか否かが微妙な場合であっても、広く相談に対応している	47	100.0%	45	95.7%	20	100.0%	20	100.0%	1353	77.6%	968	55.5%
		(5)事実関係を迅速かつ正確に確認している	47	100.0%	46	97.9%	20	100.0%	18	90.0%	1466	84.1%	963	55.2%
		(6)事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	47	100.0%	43	91.5%	20	100.0%	18	90.0%	1401	80.3%	913	52.4%
		(7)事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	47	100.0%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1383	79.3%	933	53.5%
		(8)再発防止に向けた措置を講じている	47	100.0%	40	85.1%	20	100.0%	16	80.0%	1216	69.7%	727	41.7%
		(9)相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1221	70.0%	935	53.6%
		(10)相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、周知・啓発している	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1155	66.2%	920	52.8%
公務部門における上乗せ事項		(11)自ら雇用する労働者以外の者(他の事業主が雇用する労働者、退職者、フリーランス等)に対する言動に関する取組	44	93.6%	41	87.2%	19	95.0%	16	80.0%	660	37.8%	462	26.5%
		(12)他の行政機関の職員からセクハラを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応を求め	39	83.0%	20	42.6%	14	70.0%	7	35.0%	600	34.4%	310	17.8%
		(13)他の行政機関から(12)の求めがあった場合における必要な協力の実施	42	89.4%	15	31.9%	19	95.0%	6	30.0%	650	37.3%	278	15.9%
第三者による紛争解決援助		(14)人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	29	61.7%	25	53.2%	9	45.0%	7	35.0%	658	37.7%	413	23.7%
周知・啓発の方法(16~20までは複数回答可)		(15)通知	47	100.0%	/	/	18	90.0%	/	/	1445	82.9%	/	/
		(16)パンフレット、ポスター	27	57.4%	/	/	12	60.0%	/	/	694	39.8%	/	/
		(17)HP、庁内イントラネット	36	76.6%	/	/	17	85.0%	/	/	434	24.9%	/	/
		(18)研修・講習	47	100.0%	/	/	20	100.0%	/	/	1076	61.7%	/	/
		(19)その他	0	0.0%	/	/	0	0.0%	/	/	66	3.8%	/	/

8. ハラスメント防止措置の実施状況(都道府県・指定都市・市区町村教育委員会等)(令和4年6月1日現在)

		都道府県(47)				政令市(20)				市区町村等(1746)					
		措置済み				措置済み				措置済み					
		団体数	割合	文書有	割合	団体数	割合	文書有	割合	団体数	割合	文書有	割合		
3	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント	(1)妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの内容、そうしたハラスメントの発生原因、ハラスメントがあつてはならない旨の方針、制度等の利用ができることを明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1463	83.9%	1041	59.7%	
		(2)妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る言動を行った者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	46	97.9%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1209	69.3%	952	54.6%	
		(3)相談窓口をあらかじめ定めている	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1400	80.3%	1019	58.4%	
		(4)相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに該当するか否かが微妙な場合であっても、広く相談に対応している	47	100.0%	45	95.7%	20	100.0%	20	100.0%	1289	73.9%	900	51.6%	
		(5)事実関係を迅速かつ正確に確認している	47	100.0%	44	93.6%	20	100.0%	18	90.0%	1424	81.7%	900	51.6%	
		(6)事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適切に行っている	47	100.0%	43	91.5%	20	100.0%	18	90.0%	1364	78.2%	865	49.6%	
		(7)事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適切に行っている	47	100.0%	43	91.5%	20	100.0%	19	95.0%	1337	76.7%	879	50.4%	
		(8)再発防止に向けた措置を講じている	47	100.0%	38	80.9%	20	100.0%	16	80.0%	1184	67.9%	684	39.2%	
		(9)相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1205	69.1%	914	52.4%	
		(10)相談したこと、事実喚起の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	47	100.0%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1111	63.7%	867	49.7%	
		(11)業務体制の整備など、事業主や妊娠等した職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	46	97.9%	42	89.4%	20	100.0%	18	90.0%	1030	59.1%	626	35.9%	
		公務部門における上乗せ事項	(12)他の行政機関の職員から妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	40	85.1%	21	44.7%	19	95.0%	8	40.0%	614	35.2%	320	18.3%
			(15)他の行政機関から(14)の求めがあった場合における必要な協力の実施	42	89.4%	16	34.0%	19	95.0%	5	25.0%	653	37.4%	279	16.0%
第三者による紛争解決援助	(15)人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	30	63.8%	26	55.3%	9	45.0%	7	35.0%	653	37.4%	402	23.1%		
周知・啓発の方法(16~20までは複数回答可)	(16)通知	47	100.0%	/	/	18	90.0%	/	/	1418	81.3%	/	/		
	(17)パンフレット、ポスター	27	57.4%	/	/	11	55.0%	/	/	668	38.3%	/	/		
	(18)HP、庁内イントラネット	35	74.5%	/	/	17	85.0%	/	/	421	24.1%	/	/		
	(19)研修・講習	46	97.9%	/	/	20	100.0%	/	/	1039	59.6%	/	/		
	(20)その他	0	0.0%	/	/	0	0.0%	/	/	88	5.0%	/	/		

※質問項目については、総務省「各種ハラスメント対策の取組状況について(令和4年5月)」を参考にしている。